

起

協議会

News. Vol. 230

5月号

特定非営利活動法人
さいたま起業家協議会発行
令和3年5月10日

巻頭言 峯岸 孝浩

裁判は証拠ゲーム。
真実であっても
真実を裏付ける契約書や
受領証などの証拠がなければ
敗訴します。

弁護士 峯岸孝浩



What's new 最近の活動

■4月17日（土）例会が開催されました（Web例会）

「新入会員様の事業と創業についてご紹介」と題して

株式会社キョーリク 原田勲氏にお話しいただきました。『意志あるところに道あり』の理念のもと
中高一貫校生のための学習塾SOCRA・小学校・中学校受験生のためのSOCRAジュニア・新しいカタチ
の学習塾SOCRAワンダーを運営していらっしゃいます。

■5月7日（金）役員会が開かれました。（Web会議）

Topics 「PCR検査やマスク購入は医療費控除の対象になるのか？」

税理士 大林茂樹

新型コロナウイルスのワクチンの接種が始まりました。ワクチンは無料なので医療費控除を検討するまでもないのですが、マスクの購入費用やPCR検査費用は医療費控除になるのでしょうか？

医療費控除の大原則は、医師等による診療や治療のために支払った費用や治療や療養に必要な医薬品の購入費用です。マスク購入は治療や療養ではなく予防のために購入するものですから、医療費控除の対象外となります。ワクチンがもし有料だった場合には、予防接種なので医療費控除の対象外です。

PCR検査費用ですが、形態により扱いが異なります。

① 医師等の判断によるPCR検査

医師等の判断によるPCR検査の検査費用は医師等による診療ですので、陰性陽性に関わらず医療費控除の対象です。

② 自己判断によりPCR検査を受け、陽性が判明した場合

陽性であることが判明し、医師等の診断を受けた場合は、医師等による診療や治療の一連の流れとして、医療費控除の対象です。

③ 自己判断によりPCR検査を受け、陰性が判明した場合

感染予防のための行為ということで医療費控除の対象外です。

医療費控除の説明は以上の通りですが、コロナ禍が一日でも早く終息へ向かいますことと、皆様のご健康をお祈り申し上げます。



Schedule 今後の活動予定 （詳しくはこちら → <https://saitama-kk.org/event/>）

■5月15日（土）会社設立セミナー

⇒現状を総合的に判断し、再延期いたします。（日程につきましては改めてご案内いたします）

■5月22日（土）会員限定「個別経営相談会」

■6月19日（土）例会

◆賛助会員 埼玉りそな銀行、武蔵野銀行浦和支店、埼玉縣信用金庫、有限責任監査法人トーマツさいたま事務所

〒338-0001 さいたま市中央区上落合2-3-2 Mio新都心 TEL 048-851-7566 FAX 048-611-9991 E-mail info@saitama-kk.org
特定非営利活動法人さいたま起業家協議会 理事長 横井博之 編集 事務局 URL <http://www.saitama-kk.org/>